

○さつま町水道事業給水条例

平成17年3月22日

条例第167号

改正 平成17年12月22日条例第197号

平成19年3月27日条例第10号

平成26年3月7日条例第1号

平成26年7月1日条例第18号

平成27年3月25日条例第23号

平成28年6月24日条例第29号

平成31年3月7日条例第2号

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第4条～第13条)

第3章 給水(第14条～第23条)

第4章 料金及び手数料等(第24条～第35条の2)

第5章 管理(第36条～第39条)

第6章 貯水槽水道(第40条・第41条)

第7章 補則(第42条)

第8章 罰則(第43条・第44条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、さつま町水道事業の給水に係る料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は次の3種類とする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込みにあたり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設申込みの保留)

第5条 管理者は、さつま町水道事業条例(平成17年さつま町条例第166号)第3条第2項に規定する給水区域であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から水道

メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、その工事を行うべき者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情が生じた場合又は法令若しくはこの条例に定めがある場合を除くほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責任を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他管理者が必要と認める者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は給水装置の所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを忘失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用に関する届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を再開するとき。
 - (2) 水道の使用を廃止又は中止するとき。
 - (3) メーターの口径(以下「口径」という。)を変更するとき。
 - (4) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは管理者が特に認める場合のほか使用してはならない。

- 2 消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。
- 3 消火栓を消防の演習に使用するときは、使用時間は10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを負担させないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料等

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、別表第1に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第26条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を利用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときは、その料金は1月として算定する。

(無届使用に対する認定)

第29条 前使用者の給水装置を管理者に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用した者とみなす。

(随時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により一時的に水道を利用する者は、水道の利用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の利用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があると認めるときは、この限りでない。

2 料金の納期は、当月末限りとする。この場合において、当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日、土曜日又は12月28日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

(手数料)

第32条 手数料は、別表第2に定める各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後において、徴収することができる。

(督促手数料)

第33条 工事費及び料金を納期限後20日以内に納付しない者には、督促状を発行し、督促状1件につき100円の督促手数料を徴収する。

(負担金)

第34条 給水装置の新設工事又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、別表第3の右欄に定める額の負担金を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金は、改造後のメーターの口径に対応する額から改造前のメーターの口径に対応する額を控除した額とする。

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の個数が増加したため必要になったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額を負担金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に前項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額

(2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増設戸数に前項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額

3 受水槽及びこれに直結する給水用具から給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を負担金として納入しなければならない。

4 負担金は、新設工事又は改造工事の申込みの際、納入しなければならない。

5 既納の負担金は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(料金等の減額又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、負担金、手数料その他の費用は減額し、又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第35条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材料が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、この条例により納入すべき工事費、修繕費、料金、負担金及び手数料等を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて第26条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の使用者が、60日以上不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところによりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第43条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなくて、第18条のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第36条の検査、第37条若しくは第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金、第32条の手数料又は第33条の負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成17年度から適用し、平成16年度については、合併前の宮之城町水道事業給水条例(平成10年宮之城町条例第8号)、宮之城町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例(昭和59年宮之城町条例第2号)、鶴田町中央地区簡易水道条例(平成10年鶴田町条例第9条)、鶴田町簡易水道給水条例(平成10年鶴田町条例第10号)又は薩摩町簡易水道事業給水条例(平成10年薩摩町条例第1号)の例による。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月22日条例第197号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月7日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(さつま町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第20条の規定による改正後のさつま町水道事業給水条例(以下この条において「新給水条例」という。)第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 3 新給水条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさつま町水道事業給水条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月25日条例第23号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第29号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月7日条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(さつま町水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第25条の規定による改正後のさつま町水道事業給水条例(以下この条において「新給水条例」という。)第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

3 新給水条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1(第25条関係)

(1) 基本料金

口径	基本料金(1月につき)
13mm	700円
20mm	1,130円
25mm	2,070円
40mm	5,540円
50mm	6,790円
75mm	13,590円
100mm	28,030円

(2) 従量料金

使用水量	料金単価(1m ³ につき)
1m ³ ～10m ³ まで	70円

11m ³ ～20m ³ まで	120円
21m ³ ～30m ³ まで	140円
31m ³ を以上	160円

別表第2(第32条関係)

水道手数料

区分	単位	金額
工事設計審査手数料及び完成検査手数料	1件につき	3,000円
開栓手数料	水道使用申込み1件につき	500円
立会手数料	私設消火栓演習立会い1 水栓1回につき	2,000円
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000円

別表第3(第34条関係)

口径	負担金の額
13mm	23,100円
20mm	46,200円
25mm	92,400円
40mm	254,100円
50mm	463,050円
75mm	1,156,050円